

決 裁 印	供 覧	決 裁 区 分	市長・副市長 () 部長 () 課長	收受	令和 年 月 日	分類記号	B-0-2				
				起案	令和 2年10月 8日	保存期間	10年				
				決裁	令和 年 月 日	浄 書	校 合	公 印 確 認			
				施行	令和 年 月 日						

市長	副市長	副市長	起案者 職氏名		主 査	遠 峯 良 太 (遠峯) (電話3619番)	
部 長	部 次 長	課 長	課長補佐	主 査	係		
主 管	企画 (流)	企画 (三原)	国際・ 地域 交流 (鹿 2.10.8 森)		主査		
合 議					主査 (藤井)		
			企画 管理 (井 2.10.10 本)		庶務 係長 (木 2.10.10 谷)	(伊東)	

件 名 不動産価格変動意見書について (供覧)

(もと道南青年の家 (旧ロシア領事館))

このことについて、別添のとおり成果品の提出がありましたので供覧します。

記

1 意見価格 総額 23,800,000円 (税抜)

内訳 土地 29,426,000円...①

建物 3,440,000円...②

消費税相当額
取り壊し工事費 (附属建物) ▲ 7,356,000円...③



アスベスト除去工事費 ▲ 1,710,000円...④

①+ (②+③+④) ×1.10= 23,237,400円...⑤

※ ⑤の金額は、旧ロシア領事館活用事業プロポーザル事業者募集要項において、最低売買代金の金額として記載する予定です。

なお、同募集要項の確定については、別途決裁を得たい。

決 裁 印		決 裁 区 分	市長・副市長	收受	令和3年3月1日	分類記号	D-3-2											
			(部長)	起案	令和3年3月1日	保存年限	永年											
			(課長)	決裁	令和3年3月1日	浄書	校合	公印確認										
				施行	令和3年3月1日	書	合											
市長	副市長	平井副市長		起案者 職氏名	主 査	遠 峯 良 太 印 (電話 3619)												
	部 長	部 次 長	課 長	課長補佐	主 査	係												
主 管	企画	企画	国際・地域交流			主査												
						主査												
合 議			企画管理			庶務												
	財務	財務	管理			主査												
			財政			主査												
<p>件名 もと道南青年の家（旧ロシア領事館）に係る市有財産売買契約の締結について</p> <p>このことについて、令和3年2月9日付けで契約候補事業者に決定した株式会社ソヴリンとの売買契約に係る協議が整い、同社から見積書の提出がありましたので、旧ロシア領事館活用事業プロポーザル事業者募集要項に基づき、下記のとおり市有財産売買契約を締結したい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 売買物件</p> <p>(1) 土地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">所在</th> <th style="width: 15%;">地番</th> <th style="width: 25%;">地目</th> <th style="width: 30%;">地積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>函館市船見町</td> <td>17番4</td> <td>宅地</td> <td>3,735.22㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建物</p>											所在	地番	地目	地積	函館市船見町	17番4	宅地	3,735.22㎡
所在	地番	地目	地積															
函館市船見町	17番4	宅地	3,735.22㎡															

部長	次長	課長	主査	主査	発
					

打合せメモ


事業者と

件名：旧ロシア領事館に係る都市建設部建築行政課との打合せ

日時：令和元年10月21日（月）13:00～

先方：(株) ソヴリン 代表取締役社長 村瀬 啓方（むらせ ひろまさ）氏

(株) nA ナカヤマアーキテクト 代表取締役 中山 眞琴 氏

新日本管財（株） 建物診断部担当課長  氏

※ 旧ロシア領事館本館をオーベルジュとして活用するために必要となる建築基準法の届出^{申請}を確認するため建築行政課と打合せが行われたことから、10/24に建築行政課に先方との打合せ内容について確認を行った。

■ 打合せ内容について

- ・ 村瀬氏側からは、具体的な施設イメージ等は示されていない。
- ・ 建築行政課からは、旧ロシア領事館本館の用途は簡易宿所である旨を伝えた。
- ・ そのうえで**建築確認申請が必要となる下記①・②の工事**を行う予定があるかを確認したが、いずれも申請不要の工事となる見込みとのこと。
 - ① 宿泊部分について、主要構造部（壁，柱，床，はり，屋根又は階段）の一種以上が、過半（1/2 超）にわたる工事等になるかについて。
（大規模の修繕または大規模の模様替）
→今のところ1/2 以下となる予定（建築確認申請不要）
 - ② レストランや展示室など、宿泊以外の用途部分の面積が200㎡を超えるかについて（用途変更）
→200㎡を超えることはない予定（建築確認申請不要）
- ・ 今のところは、所有者自らが建物の安全性等を確保するということになる。
- ・ 建築確認申請不要の見込みとのこと、先方は安心している様子だった。